

フランスにおける水道事業の民間企業への包括委託について ～フランス首都圏の状況～

●はじめに

日本の水道事業はもともと水道法により、原則として、市町村（地方公営企業）が運営することになっています。平成13年の水道法改正により、民間企業への委託も可能になりましたが、ごく少数の例外を除いて、水道事業を民間企業に包括的に委託するといった事例はないようです。

一方、フランスでは、水道事業の運営主体は日本と同じ基礎自治体（コミューン）ですが、歴史的な経緯もあり、その運営を包括的に民間企業に委託している自治体が多く存在します。¹

パリ市を除く首都圏（イル・ド・フランス州）では、コミューン間で構成された水道組合であるイル・ド・フランス水道組合（SYNDICAT DES EAUX D' ILE DE FRANCE：通称 SEDIF）²が1923年から水道事業を実施していますが、事業管理については、設立当初から民間企業（ヴェオリア社）に委託してきました。

最近フランスでは、水道管理のあり方が再検討されるようになってきており、パリ市のように水道事業の民間委託を取りやめ、再公営化を図るような事例も生じていますが、SEDIF では、今年1月から新たに12年間の包括管理委託契約をヴェオリア社と結ぶことになりました³。

今回、当事務所の活動支援の一環で、埼玉県川口市が SEDIF に対して行ったインタビュー調査に同行する機会を得ましたので、その様子をご紹介します。

SEDIF 側でインタビュー調査に対応いただいたのは、フィリップ・ヌスマン事務総長（M. Philippe KNUSMANN, Directeur Général des Services）です。



SEDIF 本部（パリ市9区内）

ここにフランス首都圏の水道供給を支えている組合があるとはなかなか信じられないほど、シンプルな外見です。

●インタビューの主な内容

Q 隣接するパリ市は水道事業を再公営化した。SEDIF が直営ではなく民間委

¹ IPE/FP2E 報告書「Les services publics d'eau et d'assainissement en France：フランスにおける上下水道サービス」（2010年3月第4版）によれば、2008年時点でフランスの上水道の71%、下水道の55%が民間委託されています。また、水メジャーと呼ばれる世界3大企業のうち、二つ（ヴェオリア社、スエズ社）はフランス企業です。

² パリ市を除く首都圏（イル・ド・フランス州）内の142コミューン（人口約400万人）で構成されたフランス最大の水道組合。

³ 浄水、給水、料金徴収、施設の維持管理等を一括して委託するもので、新規契約の主な内容は以下のとおりです。①委託期間：2011年1月1日から12年間、②契約額：37億ユーロ（およそ4,440億円）、③上水道料金の値下げ（平均単価1.65ユーロ→1.48ユーロ）、④新たな管理方法の導入（配水履歴の追跡調査が可能なシステムの導入、各戸メーターへの電子機器設置による水道使用量の遠隔管理、浄水場から水道網まで水道サービスを一元管理するセンターの設置等）、⑤SEDIFの投資負担割合の増（69%→80%）

託を継続することを決断した理由はなにか。また、決定に当たってパリ市が再公営化した影響はあったのか。

A もともとフランスの水道事業は民間企業によって始められたという歴史的な経過があり、SEDIF も 1923 年の設立以来、水道事業の管理について一社（ヴェオリア社）との契約を継続してきた。これまで受託企業は満足いく仕事をしてきたため、管理方法の変更（直営化）という選択肢は考えなかった。逆に、ヴェオリア社は世界的な水メジャーの一つであり、世界に認められたその高い技術力を活用しない手はないと考えた。

パリ市の再公営化の動きを受けて、SEDIF 内でもパリ市長と同じ党派（社会党）の議員から、SEDIF も直営にしてはどうかとの意見があったが、そもそも SEDIF とパリ市では、置かれている環境が全く違っている。例えば、パリ市は取水の 50%が地下水で、水道管は市内に張り巡らされた地下道の中を通っており、土地の形状もフラットであるが、SEDIF は取水の 95%が地表水で、水道管は全て埋設されており、土地の高低差も大きい（高低差が大きいと給水のために水圧を高める必要があり、コストも高くつく）。契約世帯数も倍以上違う（パリ市は 20 万件、SEDIF は 55 万件）。

このようにおかれた環境が全く異なっており、単純比較できないことを、長時間かけて SEDIF 内の各コミューンの議員と話し合ってきた結果、SEDIF の議決機関である総会（総会議員は、各コミューンから選ばれたコミューン議会の議員が就任）では過半数が民間委託の継続に票を投じた。

近年、水道事業に係るコミューンの権限（投資等に係る意思決定権、委託業者の監督権等）が強化されてきており、イル・ド・フランス州では、民間の能力と我々 SEDIF の権限のバランスがよく取れていると思う。



イル・ド・フランス水道組合（SEDIF）の給水エリア（画面中央の白抜き部分がパリ市）

Q 水道料金の決定権はどこにあるのか。また設備投資は受託企業が行うのか。

A 水道料金の決定権はコミューン側（SEDIF）にある。

また、設備投資については、その 8 割は SEDIF が行う契約になっている。そのための資金調達や実際の工事も SEDIF が行っている。

設備投資の残りの 2 割は受託企業に充てられる予算で、当該企業が浄水場や管路のメンテナンスを行うのに使われる。

管路の更新については、受託企業が更新計画の案を作成するが、浄水場や管路等の設備投資をどのように行っていくのかは、我々 SEDIF が戦略的に検討し、決定権も我々にある。その効果もあって、我々の有収率⁴は 85%と、フランスの平均値をはるかに上回る高い値となっている。

4 有収率の定義：「請求対象（メーター）の水量／浄水場を出た水量」

Q 受託企業が圧倒的にノウハウを持っている中で、SEDIF 側の技術力や監督能力の維持・向上のために、どんなことを行っているのか。

A 以前は確かに民間の方が優れた人材が多かったが、今では、SEDIF の技術職員はみな、受託企業の職員と同じ学校で学んだ人材である。また、採用後も研修制度により、国際的なレベルでの技術力の維持、向上に努めている。

したがって、受託企業の事業実施内容については、十分なコントロールが可能である。

Q 日本では、国の公務員改革の政策方針に基づいて、公務員数を減らす傾向にある。川口市水道局も、職員適正化計画のもと、平成 16 年当時、約 150 人近くいた職員を、現在、約 100 人にまで絞ってきた。SEDIF の状況はどうか。

A SEDIF の職員は 1998 年時点で 33 人、受託企業の職員は 1400 人だった。最近では投資に関する権限が拡大するとともに、企業のコントロールも強化していく必要性が高まっていることから、2010 年末時点で SEDIF の職員は 100 人、受託企業の職員は 1800 人となっている。

SEDIF の 100 人については、適切な人数であると考えているが、企業側の 1800 人は少し多すぎる。今後も質の高い人材を確保し、少数精鋭部隊をつくるようにしたい。

Q 日本では、長引く不況といった経済情勢などを背景として、水道料金の改定（値上げ）は大変難しい状況にあるが、SEDIF では水道料金の改定はどのようにして行われているのか。

A こちらでは、エネルギー価格や賃金指数等に連動して、4 半期ごとに水道料金が自動更新される仕組みになっている。

それ以外の料金改定には SEDIF 議会の議決が必要だが、料金をどのように設定するかは、どの程度のサービスと水質を提供するかによる。最近では、水質の向上（衛生面で必要な質を超えて、味などの面）への住民の関心が高まってきているため、SEDIF でも、塩素の臭いのしない水を供給するための技術開発に投資を行い、塩素臭のない水の提供を行ったりしている。

新たな投資（新規設備投資、新規サービスの導入等）のために料金の改定が必要な場合は、投資を行った場合、行わなかった場合、それぞれどんなメリット、デメリットがあるのかを住民に十分説明しないといけない。エネルギー価格や物価も上がっているので、水道料金も上げていかないといけないが、大事なのはいかに住民に説明し、理解してもらうかである。

設備投資については、EU レベルや世界レベルの衛生ルールの見直しに伴い新たな投資が必要になることもありうる。例えば、EU 基準により、2013 年までに配管の鉛をすべて除去する必要性が生じたため、予算の半分をそのために当てていたこともあった。

Q 委託企業から委託料を増やしてほしいという要求はあるのか。

A 委託契約上、一定の要件があれば、受託企業から委託料変更の要求ができ、

それが正当な場合は委託料を変更できることになっている。

Q 日本で水道料金を改定する際には、低所得者層への配慮等について、議会や住民から厳しい意見が多く寄せられるが、こちらではそういった意見はないのか。

A フランスでは、家計に占める水道料金の比率は、ガスや電気ほどは高くない。それでも、ガスや電気はしょっちゅう値上がりしているので問題にならないが、水道料金は値上げするとマスコミが騒ぐ傾向がある。

今回の契約更新に際しては、低所得者対策として新たな減免制度を設けた。

Q 有収率を高めるためにどのような対策を取っているか。また、最近フランスのコミュンは、環境グルネル第二法⁵に基づき漏水率の改善等を国から求められているようだが、SEDIF では今後どのような対応を取っていくのか。

A 有収率を高めるために、対処法と予防法のそれぞれで対策を取っている。

対処法では漏水の検出（通報、技術者による目視、音調査、水道網の細分化による監視等）等、予防法では管路の戦略的な更新を行っている。

漏水率対策をはじめ、本来水道事業は本来コミュニティの権限に属するもの。我々は国からの財政支援もほとんどない中で事業運営を行っている。国からの財政支援は予算の5%程度にすぎない。漏水率等の目標設定も本来、国から求められるものではなく、コミュニティが主体的に行うべきものとする。



フィリップ・ヌッスマン事務総長

●最後に

今回のインタビューを通して、SEDIFのヌッスマン事務総長からは、自分たちが行った選択（民間委託の継続）への絶対的な自信がうかがえました。その背景には、委託先企業の業務内容を十分に監督できる人材確保や組織体制の構築を着実に行ってこられたことがあるようです。

日本でも水道事業の民間委託の推進や、自治体の国際的水ビジネスへの参入等が話題になっているなか、今後もフランスの水道事業の動向について、注目していきたいと思います。

クレアパリ 山口 信義（京都市派遣）

⁵ 持続可能な発展のために2009年に制定された法律。①建築・都市計画、②交通、③エネルギーと気候、④生物の多様性、⑤リスク・健康・廃棄物、⑥ガバナンスの6分野についての環境対策が盛り込まれています。